第４期障害福祉計画から変更を必要とする点についてのまとめ

資料２－２

|  |  |
| --- | --- |
| **第４期計画** | **第５期計画基本指針に基づく変更点等** |
| Ⅰ　基本理念等 |  |
|  | １　目的及び趣旨 | 同左 |
| ２　障害福祉計画の位置付け　 |
| ３　基本的理念　 |
| ４　障害福祉計画の期間　 |
| ５　区域の設定　 |
| ６　障害福祉サービスの体系 |
| Ⅱ　平成29年度の数値目標の設定 |  |
|  | １　福祉施設入所者の地域生活への以降＜成果目標＞○Ｈ25年度末時点の施設入所者の12％以上が地域生活へ移行○Ｈ25年度末時点の施設入所者数から4％以上削減 | ＜成果目標＞○Ｈ28年度末時点の施設入所者の9％以上が地域生活へ移行○Ｈ28年度末時点の施設入所者数から2％以上削減 |
| ２　入院中の精神障害者の地域生活への移行＜成果目標＞○入院期間が１年以上の長期在院者数をＨ24年6月末時点から18%以上削減○入院後３か月時点の退院率64%以上○入院後１年時点の退院率91%以上 | 項目名変更（「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」へ）＜成果目標＞○全ての圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置【新規】○全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置【新規】○１年以上長期入院患者数について、基本指針に示される式による算定された目標数値を設定【新規】○入院後３か月時点の退院率69%以上○入院後６か月時点の退院率84%以上【新規】○入院後１年時点の退院率90%以上＜活動指標＞○基本指針に示される式により算定された、長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量（利用者数）　　【新規】 |
| ３　地域生活支援拠点等の整備 | 同左 |
| ４　福祉施設から一般就労への移行等＜成果目標＞○Ｈ24年度の福祉施設から一般就労への移行実績の2倍以上○Ｈ25年度末における移行就労支援事業利用者数の6割以上増加○就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所事業所を全体の5割以上＜活動指標＞●移行就労支援事業及び就労継続支援利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み●福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業者等と公共職業安定所のチームによる支援件数●福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数●福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者トライアル雇用事業の開始数●福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適用援助者による支援対象者数●福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 | ＜成果目標＞○Ｈ28年度の福祉施設から一般就労への移行実績の1.5倍以上○Ｈ28年度末における移行就労支援事業利用者数の2割以上増加○就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所事業所を全体の5割以上○就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を8割以上【新規】＜活動指標＞●就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み●福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練受講者数の見込み●福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込み●福祉施設から一般就労に移行する者のうち、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込み●福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込み |

|  |  |
| --- | --- |
| 第４期計画 | 第５期計画基本指針に基づく変更点等 |
| Ⅲ　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策 |  |
| １　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は支援の種類ごとの必要な量の見込み＜活動指標＞①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス、④相談支援の利用者数および量の見込 | ＜活動指標＞●自立訓練（機能訓練）の利用者数及び量の見込み、就労定着支援、自立生活援助の利用者数の見込み【新規】 |
| ２　指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の見込量の確保のための方策　 | 難病患者に対するサービスの活用の促進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進【追加】 |
| Ⅳ　各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数 | 同左 |
| Ⅴ　指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置 |  |
|  | １　サービス提供にかかる人材の研修 | 同左 |
| ２　指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価　 |
| ３　障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進 |
| Ⅵ　富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項 |  |
|  | １　専門性の高い相談支援事業 | 同左 |
| ２　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 |
| ３　広域的な支援事業 |
| ４　各種人材の養成　 |
| ５　その他 | 障害者の芸術文化活動への支援【追加】 |
| Ⅶ　障害児支援のための計画的な基盤整備 |  |
|  | １　児童福祉法に基づく障害児支援の体系 |  |
| ２　本県における障害児支援の体制 | ＜成果目標【新規】＞１　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実○各市町村に児童発達支援センターを１か所以上を設置○すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を　構築２　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保○各市町村に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を一か所以上確保３　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置○都道府県、各圏域及び各市町村において、協議の場を設置 |
| ３　障害児支援の種別ごとの必要な量の見込み | ＜活動指標【追加】＞●児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数●福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援の利用児童数●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数●発達障害者支援地域協議会の開催回数●発達障害者支援センターによる相談支援件数●発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数●発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 |
| Ⅷ　障害福祉計画の達成状況の点検及び評価 | 同左 |
| Ⅸ　障害保健福祉圏域別の数値目標等 | 同左 |